

改正

平成19年3月30日規程第30号

平成23年3月1日規程第6号

平成24年3月28日規程第9号

平成25年3月27日規程第15号

平成26年3月25日規程第15号

平成26年3月27日規程第21号

平成27年11月25日規程第37号

平成28年2月25日規程第8号

平成29年12月28日規程第26号

学校法人産業医科大学における教育職員の任期に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法律」という。）第5条第2項に基づき、学校法人産業医科大学（以下「学校法人」という。）において任用される教育職員の任期に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任期等)

第2条 法律第4条第1項第1号により任期を定めて任用する教育職員の教育研究組織、職名、任期及び再任に関する事項は、別表に定めるとおりとする。

2 別表の任期の欄に定める任期及び再任の欄に定める再任の場合の任期（以下「別表の任期」という。）の期間内に学校法人産業医科大学職員定年規程（昭和53年規程第7号。以下「定年規程」という。）第3条第1項に定める定年に達した場合における教育職員の任期は、別表の任期の年数にかかわらず、当該定年に達した日の属する年度の末日までとする。

(労働契約)

第3条 前条に基づく任用を行う場合、学校法人与当該任用される者との間で任期を定めた労働契約を交わすものとする。

2 前項の規定にかかわらず、任期を定めて任用される教育職員の2以上の有期労働契約（期間の定めのある労働契約をいう。）の期間が10年を超えることとなった教育職員が労働契約法（平成19年法律第128号）第18条第1項の規定により期間の定めのない労働契約（以下「無期労働契約」という。）

へ転換の申込みをしたときは、当該教育職員の次の労働契約から、無期労働契約に転換する。

- 3 前項の規定により無期労働契約へ転換した教育職員の定年については、定年規程第3条第1項及び第4条の規定に定めるところによる。
- 4 第2項の規定により無期労働契約へ転換した教育職員の労働条件については、原則として、無期労働契約へ転換することとなる日の前日に当該教育職員に適用されていた労働条件と同一とする。
- 5 無期労働契約への転換に関する手続きについては、別に定める。

(業績等審査)

第4条 別表に定める再任に当たっては、当該教育職員の任期中の業績及び再任後の活動計画（以下「業績等」という。）について審査を行うものとする。

- 2 前項の業績等の審査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 教育活動に関する事項
- (2) 研究活動に関する事項
- (3) 組織活動に関する事項
- (4) 社会貢献（診療活動を含む。）に関する事項
- (5) 再任後の教育、研究等活動計画に関する事項

- 3 任期を定めて任用する教育職員の再任手続きについては、別に定める。

(無期労働契約に転換した教育職員の業績等評価)

第4条の2 第3条第2項の規定により無期労働契約に転換した教育職員が、引き続き別表に定める教育研究組織に所属するときは、学校法人産業医科大学教員個人評価規則（平成17年規則第3号）に基づき、定期的な業績等評価を受けるものとする。

- 2 前項の業績等評価に必要な事項については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、同条第2項第5号中「再任後」とあるのは「次の評価時期まで」と読み替えるものとする。

(退職)

第5条 教育職員の任期を定めた任用は、当該教育職員が任期中にその意思により退職することを妨げるものではない。

(規程の公表)

第6条 この規程を定め、又は改廃したときは、広報等により公表し、広く周知を図るものとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、教育職員の任期に関する必要な事項又はこの規程によりがたい場合は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年1月1日から施行し、平成18年4月1日以後に任用される者について適用する。
- 2 学校法人産業医科大学における教育職員の任期付き任用に関する規程（平成16年規程第14号。以下「任期付任用規程」という。）に基づき任期を定めて採用されている教育職員については、当該任期の途中にかかわらず、この規程の施行日から平成18年3月31日までの間に、この規程に基づき平成18年4月1日を始期とする任期により改めて任用されることに同意し、第3条に定める労働契約を交わした者に限り、この規程を適用する。この場合において、第2条第1項別表に定める任期及び再任に関する事項については、平成18年4月1日から新たに適用する。
- 3 この規程の施行の際、現に在籍する教育職員（任期付任用規程に基づき、採用された教育職員を除く。）については、この規程に基づき平成18年4月1日以後の日を始期として任期を定めて任用されることに同意し、第3条に定める労働契約を交わした者について、当該任期の始期の日からこの規程を適用する。

附 則（平成19年3月30日規程第30号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する

附 則（平成23年3月1日規程第6号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日規程第9号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日規程第15号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日規程第15号）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学校法人産業医科大学における教育職員の任期に関する規程第3条第2項に規定する有期労働契約の期間の開始日は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月27日規程第21号）

この規程は、平成26年4月1日から施行し、同年2月1日から適用する。

附 則（平成27年11月25日規程第37号）

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（平成28年2月25日規程第8号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月28日規程第26号）

- 1 この規程は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日以前から本学に勤務し、任期を定めて任用される教育職員として連続した任期の通算が10年を超えることとなった教育職員が、無期労働契約への転換を希望する場合、第3条第2項の規定（平成26年規程第15号附則第2項の規定により有期労働契約の期間の開始日は、平成25年4月1日から適用する。）にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該教育職員の次の労働契約から無期労働契約に転換する。
 - (1) 当該任期が第2条第1項に定める任期の最終である場合は、所属長が推薦し、学長の了承を得た上で、理事長の承認が得られたとき。
 - (2) 当該任期が第2条第1項に定める任期の最終でない場合は再任が決定したとき。ただし、この規程の施行日の前日までに改正前の学校法人産業医科大学における教育職員の任期に関する規程第4条の規定による再任審査により当該再任が既に承認された者及びこの規程の施行日において、再任審査が継続して審査されている者で当該再任が承認された場合は、前号の規定を適用するものとする。
- 3 附則前項の規定により無期労働契約に転換した教育職員の定年及び労働条件については、第3条第3項及び第4項を準用する。
- 4 附則第2項の規定により無期労働契約に転換した教育職員の業績等評価については、学校法人産業医科大学教員個人評価規則を準用する。

別表

教育研究組織	職名	任期	再任に関する事項
医学部全学科目及び全講座 産業保健学部全学科目及び全講座	教授	5年	再任は4回限りとする。
産業生態科学研究所全研究室 教育研究支援施設	准教授	5年	再任は3回限りとする。
産業医科大学病院全診療科、全中央診療施設及び産業医臨床研修等指導教員 産業医科大学若松病院全診療科及び全中	講師	5年	再任は2回限りとする。

央診療施設			
産業医実務研修センター	助教	3年	再任は3回限りとする。
国際交流センター			
男女共同参画推進センター			
保健センター			
情報管理センター			
産業保健データサイエンスセンター			
ストレス関連疾患予防センター			
医学教育改革推進センター			
進路指導部長等			